

霧島農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により告示し、整備計画の変更案及び変更する理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、本市の住民は、整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、次により霧島市に意見書を提出することができる。

霧 島 市 長 中 重 真 一



1 縦覧について

- (1) 縦覧場所
霧島市役所 農林水産部 農政畜産課
- (2) 縦覧期間
令和8年9月3日から同年10月2日まで
- (3) 変更案の内容及び変更理由
別紙のとおり（縦覧場所にて保管）

2 意見書の提出について

- (1) 提出先
上記1の(1)に同じ。
- (2) 提出期限
上記1の(2)の縦覧期間満了の日まで。
- (3) 提出方法※
直接持参、郵便又はファックスにより書面で提出すること。なお、電話での意見は受け付けない。
- (4) 提出者
本市に住所を有する者。なお、本市内に事務所を有する法人も含む。

3 異議の申出について

- (1) 申出先
上記1の(1)に同じ。
- (2) 異議申出期間
令和8年10月3日から同年10月19日まで
- (3) 申出方法※
上記2の(3)に同じ。
- (4) 申出者
整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者

4 意見書等に対する回答の取扱

意見書に対しては個別の回答は行わず、提出者が本市の住民又は法人であること、縦覧期間内に提出されていること及び整備計画の変更案に関するものであることが確認された意見書に関し、その要旨及び処理結果を、整備計画を変更した旨の告示と併せて告示する。なお、異議申出に対する回答については法第11条の規定に基づき取り扱う。

※ 記載上の注意

- ① 個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を必ず記載すること。
- ② 内容は、整備計画の変更案に関するものに限ること。

【連絡先】

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市農林水産部農政畜産課

TEL 0995-45-5111(内線2341)

FAX 0995-64-0944